

市川第 20080520 0128 号

平成 20 年 5 月 29 日

塩浜 1 丁目地先護岸に関する要望

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

市川市長 千 葉 光 行

塩浜1丁目地先護岸に関する要望

平素は、本市のまちづくりに対し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の課題の直接原因となっている県による市川二期埋立計画に関し、本市は30数年の長きに渡り、翻弄され続けてまいりました。浦安地区の埋立により、三番瀬の漁場環境は悪化し、かつての豊かな自然環境と一体となって維持されてきた漁業は衰退を余儀なくされてきました。内陸部では、県下水道終末処理場予定地において土地利用が定まらずまちづくりの有効な手立てもなく、不法堆積残土問題を長く抱えてきました。

更に塩浜の海岸においては、暫定的で危険な直立護岸のために、市民は身近に海があるにもかかわらず、海に近づくことさえできませんでした。それどころか、当市は護岸崩壊を防止し、市民の安全を守るために多くの労力と財政負担を強いられてきました。そうした状況の中、知事は埋立計画を撤回されましたが、上記の課題については放置された状況にあると言わざるを得ません。

このような経緯にもかかわらず、平成20年2月1日に要望いたしました塩浜1丁目地先護岸の暫定補強工事について、貴職より財政的支援に協力できない旨の回答がありましたことは、本市としまして、大変驚きであり、まことに遺憾であります。

本市は、この護岸を市川二期埋立事業が早期に実施されることを前提として管理を引き受けました。従いまして、知事に再三要望しておりますように、二期埋立計画を撤回した時点で、本来の海岸管理者である県が護岸の管理をすべきであり、速やかに県の責任で本格的な護岸改修が行われるべきであったと考えております。

現況護岸は、もともと大規模な地震に対応できない構造であり、しかも鋼矢板には防食対策を施していないなど、明らかに二期埋立計画を実施するまでの短期間の供用を前提とした暫定的な構造であると考えています。現に、鋼矢板の腐食と土砂の流失が甚だしく、施行後30年を経た平成元年頃からは護岸の陥没が顕在化しています。県が過去の協定において、恒久護岸として引き継いだと主張し、二期埋立計画を撤回した責任を回避することは到底、納得できるものではありません。

前述のように、当該護岸は年々老朽化が進み、崩壊の危険性が高まりつつあ

り、市民の安全を確保する観点からは、一刻の猶予も出来ない状態であります。このため、本市としましては甚だ不本意ではありますが、今年度、特に危険性の高い箇所を中心に部分的な補強工事を実施する方針といたしました。

加えて、本件に関し、市川市が管理する市川漁港の改修計画が未定であることも県が管理できない理由とされてきましたが、これにつきましては、既にお知らせしたとおり、現漁港区域内で改修を図ることとして、漁業従事者も含め意思が決定しております。従いまして、法的な位置付けがない一般海岸部は、県が速やかに海岸保全区域等の指定を行い、恒久護岸整備に着手すべきものと認識しております。

先般、本市が国に相談したところ、海岸保全区域指定の条件として、県は背後地の土地利用転換等が条件としていますが、国からは必ずしも土地利用の転換が絶対条件ではない、という回答をいただいております。また、海岸保全区域の指定は、千葉県知事が決定するものであり、知事の行政判断によるという意見も併せていただいております。護岸崩壊の危険性が年々増している中で、知事の早期英断を切に望むものであります。

つきましては、以下の事項について要望しますとともに、6月末までに書面によるご回答をお願いいたします。

記

1. 三番瀬周辺海域では、県は昭和39年以降、浦安地区、市川地区、京葉港地区でそれぞれ埋立免許を取得し、埋立事業に着手しております。昭和47年から浦安地区第二期埋立事業が進められています。また、千葉県が昭和48年の県下水道終末処理場の都市計画決定した際に、地権者の反対等がありました。それに対して翌昭和49年には、市川市都市計画審議会及び市川市議会全員協議会において処理場を二期埋立地に計画すると説明しています。

このような状況から本市が塩浜1丁目地先護岸を引き継いだ昭和50年当時、当然、市川二期埋立計画が早期に実施されること、また、埋立事業が実施されれば現護岸が道路用地となるものと認識していました。

一方、県は二期埋立計画はあくまで構想であり、したがって現護岸も道路用地となるものではなかったと主張していますが、本市のこのような認識が誤りであったのか伺います。

更に、仮に市川二期埋立計画が構想であったとするならば、浦安地区第二期埋立実施後の三番瀬の水質及び漁場環境がどのようになると予測し、市、漁業従事者及び市民にどのように説明していたのか伺います。

2. 市川二期埋立計画の検討が長期化し、更には埋立計画を撤回したことの影響として、多く課題（漁場環境の悪化、暫定漁港の改修遅れ、鋼矢板護岸の危険性、市民と海とのふれあいの阻害、市川塩浜駅周辺地区の再整備の遅れ、県下水道終末処理場計画地の不法堆積残土問題など）が山積し、未解決のまま放置されていることに対してどのように総括する考えか伺います。

3. 本市が平成20年2月1日に要望しました塩浜1丁目地先護岸の暫定補強工事について、財政的支援ができないと判断された理由を伺います。

4. 現鋼矢板護岸は、大規模な地震に対応できない構造であり、しかも防食対策を施していないなど、明らかに短期間の維持管理を前提にした暫定的な構造であります。それを恒久護岸と主張する県の根拠を伺います。

5. 県は、浦安市においては一期埋立事業完了時に、海岸保全区域を当時の海岸線に変更しています。しかしながら、本市においては海岸保全区域は内陸部に残したまま変更していません。

このように、県が一期埋立事業完了時に海岸保全区域を現海岸線位置に変更しなかった理由、更に企業庁が県ではなく本市に護岸を移管した理由を伺います。

6. 平成16年度の東京湾沿岸海岸保全基本計画の策定にあたり、市長名で2回にわたり、塩浜1丁目を含めた塩浜護岸全体を海岸保全区域に指定するよう求めましたが、これが実現されないばかりか、それに対する回答すら

ありませんでした。

そこで、これまで塩浜1丁目護岸を海岸保全区域に指定できなかった理由を改めて伺います。

7. 今年度の工事を含め今後実施しなければならないと見込まれる暫定的な補強工事に係る費用について、県の財政的支援を改めてお願いします。
8. 当該工事の実施にあたり、三番瀬再生会議等の調整に配慮していただくようお願いいたします。
9. 塩浜1丁目護岸の恒久的な改修について、県が速やかに海岸保全区域等の指定を行い、恒久護岸整備に着手するようお願いいたします。

<平成20年度に市川市が実施する予定の暫定補強工事の概要>

工法 約2tの袋根固め工を護岸前面に実施し、護岸の倒壊を防ぐ
(平成17年度実施の補強工事と同様の工法)

工期 平成20年6月末～8月末(海域工事)

延長 約70m(危険度の高い3箇所)

概算工事費	袋根固め工	70m×50万円/m	=	35,000千円
	空洞部埋戻し工			5,000千円
	計			<u>40,000千円</u>

参考資料 施行箇所位置図、断面図